

紀の川市西脇地区斜面崩落に関する調査検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、紀の川市西脇地区斜面崩落に関する調査検討会（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、紀の川市西脇地区で発生した斜面崩落について、原因究明に向けた意見交換を行うとともに、原因に即した対策工法についても意見交換を行うことを目的とする。

(検討事項)

第3条 検討会は、前条の目的を達成するため次に掲げる内容について検討する。

- (1) 道路と発災の因果関係も含め斜面崩落の原因究明に関すること。
- (2) 宅地・道路の将来的な安全確保のための対策工法に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的の達成のために検討会が必要と認める事項。

(検討範囲)

第4条 検討範囲は紀の川市西脇地区で発生した斜面崩落に関連する区域とする。

(構成)

第5条 検討会は、別表に掲げる委員により構成する。

- 2 委員については、検討会の同意を得て追加変更できるものとする。

(会長及び職務代理)

第6条 検討会には会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選で定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長が出席できないときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は、第2条に掲げる目的を達成するため必要な期間とする。

(会議)

第8条 検討会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

- 3 会長が必要があると認める場合は、検討会の同意を得て、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(情報公開)

第9条 会議、検討会資料は原則非公開とする。議事概要について、事務局は会長の確認を得たのち、会議後速やかにホームページで公開する。

(事務局)

第10条 検討会の事務局は、和歌山県県土整備部道路局道路建設課に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。ただし、軽微な内容のものは、会長が定めることができる。

附 則

この規約は、平成29年11月2日から施行する。